

令和5年座審第1号
座行審第3号
令和6年1月16日

(審査庁) 座間市長 佐藤 弥斗 殿

座間市行政不服審査会
会長 齋藤 佐知子

答申書の交付について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定に基づく次の諮問について、
別紙答申書を交付します。

諮問番号：令和5年諮問第1号

事件名：座間市福祉事務所長が行った事業所の入所保留に関する処分についての審査請求事件

(別 紙)

諮問日：令和5年11月22日

諮問番号：令和5年諮問第1号

答申書

事件番号：令和5年座審第1号

文書番号：座 行 審 第 5 号

答申日：令和6年1月16日

(審査庁) 座間市長 佐 藤 弥 斗 殿

座間市行政不服審査会

会長 齋 藤 佐知子

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

第1 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和4年11月30日、座間市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）に対し、次の内容の保育所入所利用の申込みをした（以下「本件申請」という。）。

申請児童 ＊＊＊＊＊（＊＊＊＊年＊＊月＊＊日生）

利用希望施設 （第1希望） ＊＊＊＊＊園

（第2希望） ＊＊＊＊＊園

（第3希望） ＊＊＊＊＊園

（第4希望） ＊＊＊＊＊園

利用希望期間 令和5年4月1日から就学前まで

保育の利用を必要とする理由：父 就労、母 傷病・障がい

希望利用時間 月曜日から金曜日まで 7時30分から18時30分まで

- 2 処分庁は、令和5年1月11日、本件申請に対し、「定員超過のため」という理由で、前

記第1希望から第4希望までの各保育所への入所について、保留とする旨を通知した（以下「本件処分」という。）。

- 3 審査請求人は、令和5年2月20日、座間市長宛に審査請求書を提出し（その後同年3月10日に処分者の記載を訂正するとともに教示の有無について訂正する等の補正がなされている。）、本件処分の取消しを求めた。なお、補正後の当該審査請求書においては、要約すると「第4 審査請求の趣旨」として、次のように記載されている。

- (1) 本件申請の審査の適切性に関する情報開示
- (2) 審査点数ボーダーラインの情報開示
- (3) 市長の待機児童解消政策に関する情報開示
- (4) 本件処分の取り消し

当該審査請求書の記載全体の趣旨から判断して、上記審査請求の趣旨の(1)から(3)までについては、審査請求の趣旨(4)の本件処分の取り消しを求める理由として記載されていると思われるため、審査請求の趣旨としては、本件処分の取消しを求める請求であると思料される。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

- (1) いかなる家庭であれば入所可能であるのかの基準（審査の点数）が不透明である。
- (2) 審査請求人の妻は、****のため自身のみでの通常の家生活が困難であり、保育園に入所出来ないことにより生活負荷が過剰にかかり、病状の悪化等のリスクが高まるほか、病院からも育児困難である旨の診断を受けている。また、審査請求人は、****での勤務のため保育園受入れ時間には座間市におらず、審査請求人の妻は、****のため自動車の運転ができないため、住所地からの徒歩圏内で登園可能な保育園しか利用出来ない。これらの事情から、遠隔地にある保育園等は利用できない。
- (3) 本件申請時において審査請求人は、育児休業中であったため、見かけ上の待機児童数を減らすために育児休業中で申請を処理されているのではないかとの疑念がある。
- (4) 保育園に入園できる絶対数枠が足りておらず、本件処分は、市長の市政の結果であり、選挙時に市長の掲げる政策を求める支持層への利益誘導に当たるとすれば、公職選挙法違反となるのではないか。また、そのような市政下で行われた行政の決定は無効ではないか。
- (5) 保育を必要とする場合において、市町村は、児童を保育所において保育すべき義務を負っているにもかかわらず、申請児童に対してその義務を果たしていないため、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第3条の3及び第24条第1項の規定に違反している。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、審査請求人の保育所等利用申込書を審査し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第3号の「家庭において必要な保育を受けることが困難」な状況であると判断し、座間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に

関する基準を定める条例施行規則（平成27年座間市規則第20号）第5条第4項に規定する保育所入所選考基準に基づき、審査請求人の基準点を55点と算定した。

（基準点数内訳）

父家庭外就労：勤務時間が1箇月に170時間以上 35点

母傷病害：中度の障害（精神障害者保健福祉手帳＊級） 20点

- (2) 処分庁は、児童福祉法第24条第3項の規定に基づき令和5年1月6日に保育所入所選考会を実施したが、審査請求人が希望する4園の0歳児クラスは、全て定員以上の申込みがあったため、児童福祉法施行規則第24条の規定に基づき保育所の利用調整を行ったが、審査請求人よりも基準点数が高いと認められる児童で定員に達したため、審査請求人に対し保育所入所保留を決定した。なお、審査請求人が希望した4園に入所内定した保育所入所申込者の基準点数は、次のとおりである。

審査請求人の希望順位	施設名称	定員	最高点	最低点	審査請求人より高得点 で保留となった人数
第1希望	****園	**人※	99点	80点	2人
第2希望	****園	**人	95点	90点	3人
第3希望	****園	**人※	95点	90点	3人
第4希望	****園	**人	90点	80点	2人

※私立の定員は、園が指定する受入可能人数

- (3) 保育所入所選考基準は、保育所入所申込に係る案内冊子「保育所等利用申込みの御案内」に同封しており、入所希望者に対し明確にしている。
- (4) 審査請求人は、保育所入所申込書の提出時は育児休業中で育児休業期間満了後に同一職場に復職する旨の申出があったが、保育所入所希望期間の開始に合わせての復職ではないため、育児休業完了に伴い同一職場へ復職する場合に加点される調整点数には該当しない。
- (5) 以上のことから、審査請求人に対して保育所入所保留処分を行ったので、本件処分に違法又は不当な点はない。

第4 審理員意見書の要旨

1 本件の争点

- (1) 本件処分についての適法性及び妥当性について

処分庁への質問事項に対する回答より認定した事実のとおり、審査請求人の入所希望各施設において、いずれも定員に対して入所希望申込人数が超過したことは明らかであるので、処分庁が児童福祉法第24条第3項及び児童福祉法施行規則第24条に基づき、利用調整をしたことは適法かつ妥当である。

2 保育所入所選考基準に基づく審査請求人の基準点数について

審査請求人は、本件申請における「保育の利用を必要とする理由」として父の就労及び母

の傷病・障がいの事由を掲げているため、それぞれについて判断する。

(1) 父の就労について

本件申請における審査請求人提出の就労証明書の記載によれば、審査請求人の勤務先は****所在の株式会社であり、就労時間は**時**分から**時**分までの1日**時間**分（休憩時間を含む。）、週間の就労時間が45時間25分であるため、審査請求人の就労形態は、保育所選考基準における「家庭外就労 勤務時間が一箇月170時間以上」に該当し、その基準点数は35点である。

(2) 母の傷病・障がいについて

本件申請における審査請求人の妻は、処分庁に保育困難申立書を提出し、保育が困難である主な理由として精神の障害等について申し立てるとともに、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の保健福祉手帳の写しを提出している。これによれば、同人の障害等級として*級が明記されており、これは前記保育所入所選考基準の傷病・障がいのうち、「中度の障がい（精神障害者保健福祉手帳*級）」に該当するため、その基準点数は20点である。なお、障害の程度の判断において、処分庁への質問事項に対する回答によれば、処分庁が障害の程度を判断するに当たっては手帳記載の障害等級によって形式的に判断しており、特に対象者（保護者）等に対する聴取調査は実施していないとのことであるが、障害等級の程度の判断に当たり、恣意性を廃除し、判断の客観性を担保するために手帳等の記載の等級から形式的に判断することには合理性が認められる。

(3) その他調整点数の有無について

審査請求人による本件申請において提出した保育所等利用申込みに係る重要説明事項確認書の裏面において、育児休業を取得している場合の希望として「保育所等に入所でき次第直ちに復職を希望」との欄にチェックを付している。しかしながら、審査請求人の就労証明書によれば、審査請求人の育児休業期間としては、令和4年10月5日から同年12月28日までとなっており、保育所入所希望期間の開始に合わせての復職ではないため、育児休業完了に伴い同一職場へ復職する場合に加点される調整点数には該当しないものと認められる。

そのほか、本件においては、審査請求人の基準点数を加点（減点）すべき特段の事由は見当たらない。

(4) 以上のことから、審査請求人の基準点数について、父の事情及び母の事情による各基準点数を合算し、合計55点として算定した処分庁の判断は、適法かつ妥当である。

3 保育所入所内定者の基準点数

審査請求人が入所希望した各保育施設における令和5年4月1日入所選考における入所内定者の基準点数の最低点は、令和5年4月1日入所選考における基準点数表より認定した事実によれば、いずれも80点以上である。

4 本件処分の適法性・妥当性

以上の事実経過からすれば、審査請求人が希望したいずれの施設においても審査請求人の基準点数が、入所内定のための最低点に達していない事が認められ、審査請求の本件申請に対し、定員超過を理由として入所保留とした本件処分は、児童福祉法第24条第1項及び第3項、児童福祉法施行規則第24条並びに座間市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例施行規則第5条第3項に基づき、保育を受ける必要性の高い児童が優先的に利用できるよう調整した処分として、適法かつ妥当である。

5 その他の審査請求人の主張の要旨に対する付言

前述した審査請求人の主張の要旨のうち、本件の申請時において審査請求人は育児休業中であったため、見かけ上の待機児童数を減らすために育児休業中で申請を処理されているのではないかとの疑念があるとの主張について、処分庁は本件処分をするに当たって、家庭外就労として基準点を付与しているのであり、育児休業中として申請を処理している事実はないので、この点に関する審査請求人の主張には理由がない。

また、審査請求人の保育園に入園できる絶対数枠が足りておらず、本件処分は市長の市政の結果であり、選挙時に市長の掲げる政策を求める支持層への利益誘導に当たるとすれば、公職選挙法違反となるのではないか。またそのような市政下で行われた行政の決定は無効ではないかとの主張については、その主張の趣旨や根拠が判然としないが、いわゆる待機児童に関する市の政策そのものの是非や進捗状況等については、本件処分の適法性及び妥当性を判断する上で直接の関連性はないため、この点に関する判断の必要はないものとする。

6 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第5 審査請求に対する審査庁の考え方

審理員意見書のとおり、棄却すべきものである。

第6 調査審議の経過

令和5年11月22日 審査庁からの諮問の受付

令和6年1月16日 審査会の開催

第7 審査会の判断

1 審理員の審理手続

本件審査請求は、次のとおり、審査請求人に対する「弁明書の送付及び反論書等の提出等について」の通知、口頭意見陳述についての希望の有無の確認、「審理手続（処分庁から追加提出された証拠資料）に係る意見等について」の通知及び「審理手続の終結等について」

の通知など審理員による適正な審理手続が行われたと認められる。

時期	内容
令和5年5月1日	審理員が指名された。 処分庁に弁明書の提出を要求した。
令和5年5月11日	処分庁から弁明書が提出された。
令和5年5月23日	審査請求人へ弁明書を送付し、及び反論書の提出を求めた。
令和5年6月29日	提出期限を再設定し、審査請求人に反論書の提出を求めた。
令和5年8月14日	処分庁に質問書を送付した。
令和5年8月23日	処分庁から質問書を受領した。
令和5年8月31日	処分庁から追加提出された証拠資料を審査請求人へ送付し、意見等を求めた。
令和5年9月15日	審査請求人へ審理手続の終結を通知した。
令和5年9月29日	審理員から審理員意見書が提出された。

2 本件処分の違法性及び不当性

本件処分については第4の4 本件処分の適法性・妥当性に記載した審理員意見のとおりと判断し、違法又は不当なものではない。

3 まとめ

以上のことから、本件審査請求を棄却すべきとした審査庁の判断は妥当であるから、結論記載のとおり答申する。

座間市行政不服審査会

委員（会長） 齋 藤 佐知子

委員 宮 本 恭 一

委員 宮 下 哲太郎

委員 山 田 学